

平成２７年度  
意匠審査の質に関する  
ユーザー評価調査報告書

平成２８年６月  
特 許 庁

## 目次

|                                                         |    |
|---------------------------------------------------------|----|
| 1. 調査の概要 .....                                          | 3  |
| (1) 本調査の目的 .....                                        | 3  |
| (2) 調査方法 .....                                          | 3  |
| (3) 調査票 .....                                           | 3  |
| (4) 調査対象 .....                                          | 3  |
| (5) 回収結果 .....                                          | 3  |
| 2. 集計結果 .....                                           | 5  |
| (1) 意匠審査全般の質に関する調査（A票）の集計結果 .....                       | 5  |
| ①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について ...                       | 5  |
| ②意匠審査に関する個別項目に係る質の評価について .....                          | 6  |
| ③意匠審査に関する質に対するコメントについて .....                            | 8  |
| ④意匠審査に関する質の印象変化について .....                               | 11 |
| ⑤意匠審査に関する質の印象変化に対するコメントについて .....                       | 12 |
| ⑥特に充実した審査に向け注力した方がよい項目について .....                        | 13 |
| ⑦他国特許庁との比較について.....                                     | 15 |
| ⑧意匠審査の質に関するその他の意見・要望について .....                          | 16 |
| (2) 特定の意匠登録出願における審査の質に関する調査（B票）の集計結果 .....              | 17 |
| ①調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について.....            | 17 |
| ②調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分別の集計） ..... | 18 |
| ③調査対象案件における意匠審査の質について（通知理由別の集計）                         | 19 |
| ④調査対象案件における意匠審査の質に満足している理由について .                        | 21 |
| ⑤調査対象案件における意匠審査の質に不満がある理由について ...                       | 23 |
| 3. 集計分析 .....                                           | 25 |
| (1) 回答内容の詳細分析 .....                                     | 25 |
| ①個別項目の評価と全体評価との相関分析 .....                               | 25 |
| (2) 分析結果のポイント .....                                     | 27 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ①専門知識及び意匠の認定 .....       | 27 |
| ②先行意匠調査 .....            | 27 |
| ③ばらつきのない判断 .....         | 28 |
| 4. 今後のユーザー評価調査に向けて ..... | 29 |
| （付録）調査票 .....            | 30 |

## 1. 本調査の概要

### （１）本調査の目的

本調査は、意匠審査の改善点を、ユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行いました。

### （２）調査方法

調査票の配布・回収を外部委託し、表１のように選定した調査対象者へ電話連絡、郵送又は電子メールにより調査への協力を依頼し、郵送又は電子メール等により下記（３）の調査票を送付しました。

回答期間は約１か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

### （３）調査票

以下の２種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票：意匠審査全般の質についての調査

B票：特定の出願における意匠審査の質についての調査

なお、A票については、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしました。

調査票における各項目の内容に応じて、「満足」「比較的満足」「普通」「比較的不満」「不満」の５段階評価、もしくは「良くなっている」「変化していない」「悪くなっている」の３段階評価にて回答を依頼しました。

５段階評価では、「不満」または「比較的不満」の場合にその理由の記入を、３段階評価では、印象が変化したと思われる場合にその理由の記入を依頼しました。

### （４）調査対象

調査対象者は、意匠登録出願に係る出願人（外国出願人の場合は、代理人）とし、抽出条件や規模については、表１に記載のとおりです。

### （５）回収結果

調査票の回収率は、以下のとおりです。

A票回収率：74.8%（回収数：246者（内国213者、外国33者））

B票回収率：43.2%（回収数：144者（内国124者、外国20者））

なお、B票の回収率がA票回収率よりも低くなっていますが、B票については、回答可能な場合は特定の出願を回答者を選んで記載をしてもらう、任意形式としたことに起因していると考えられます。

表 1 調査対象者・調査対象案件の選定方法

| 項 目                       |      | 内 容                                                                 |
|---------------------------|------|---------------------------------------------------------------------|
| 調査対象者                     | 内国出願 | 平成 25～26 年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の国内出願人（278 者）           |
|                           | 外国出願 | 平成 25～26 年において、日本意匠分類の各グループ毎（A～M）に算出した登録件数上位の国内出願人（51 者）            |
| 個別出願の意匠審査についての調査対象案件の抽出方法 |      | 調査対象者による意匠登録出願のうち、1～2 年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、調査対象者の任意により抽出 |
| 調査対象者数                    |      | 合計 329 者                                                            |

## 2. 集計結果

### （１）意匠審査全般の質に関する（Ａ票）の集計結果

#### ①意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について<sup>1</sup>

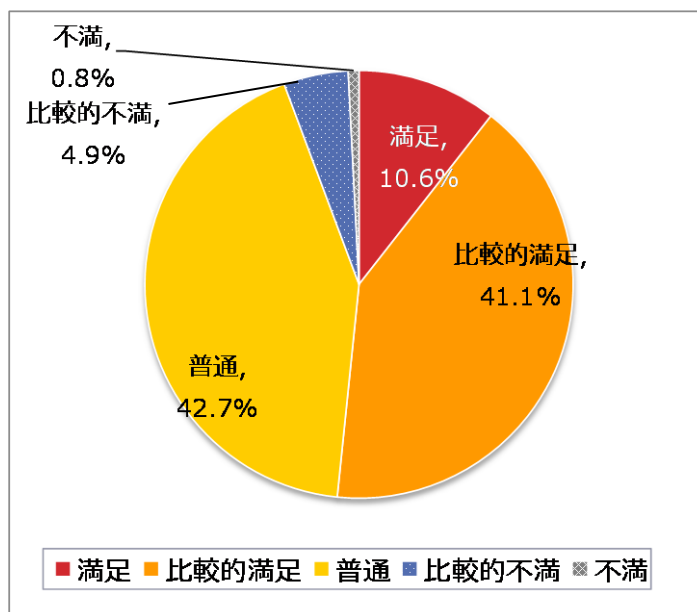
- ・意匠審査に関する全体としての質の評価において、普通以上の評価の割合は94.4%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると、51.7%の割合を示しました。一方、「不満」と「比較的不満」の評価を合わせると5.7%の割合を示しました。

表2及び図1は、最近（１年程度）の意匠審査全体の質についてどのように感じているかにつき、５段階評価を集計したものです。

表2 全体評価

| ５段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 26  | 10.6% |
| 比較的満足 | 101 | 41.1% |
| 普通    | 105 | 42.7% |
| 比較的不満 | 12  | 4.9%  |
| 不満    | 2   | 0.8%  |
| 合計    | 246 | 100%  |

図1 全体評価



<sup>1</sup> 「意匠審査全体の質の印象変化」については、9 ページ目以降に記載しました。

## ②意匠審査の質に関する個別項目の評価について<sup>2</sup>

- ・個別項目の中では「不満」「比較的不満」の評価の割合が高かったのは、「拒絶理由通知等の記載」（10.8%）、「先行意匠調査」（10.6%）、「ばらつきのない判断」（9.8%）であったものの、全般的に「不満」「比較的不満」の評価の割合は低い結果でした。

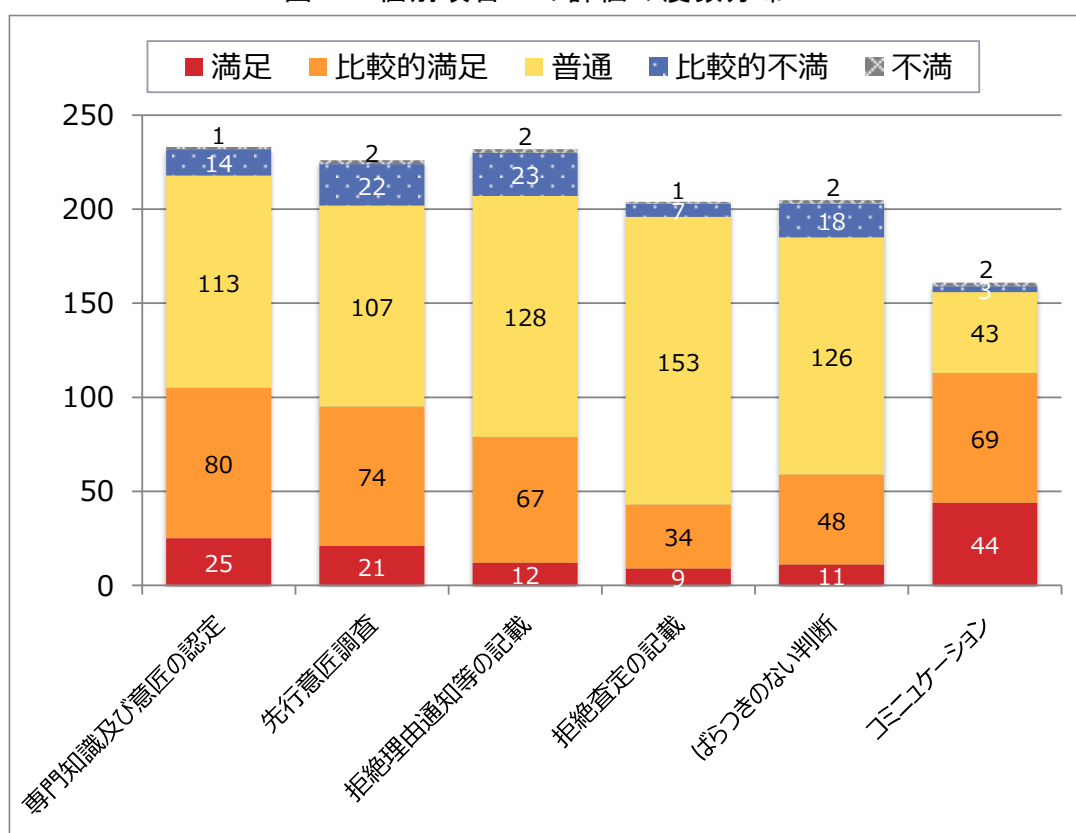
図2及び図3は、意匠審査に関する個別項目に係る質について、5段階評価を集計したものです。

なお、図中の各個別項目名と調査票（付録資料参照）の質問との対応は以下のとおりです。

例：項目名（調査票の項番）

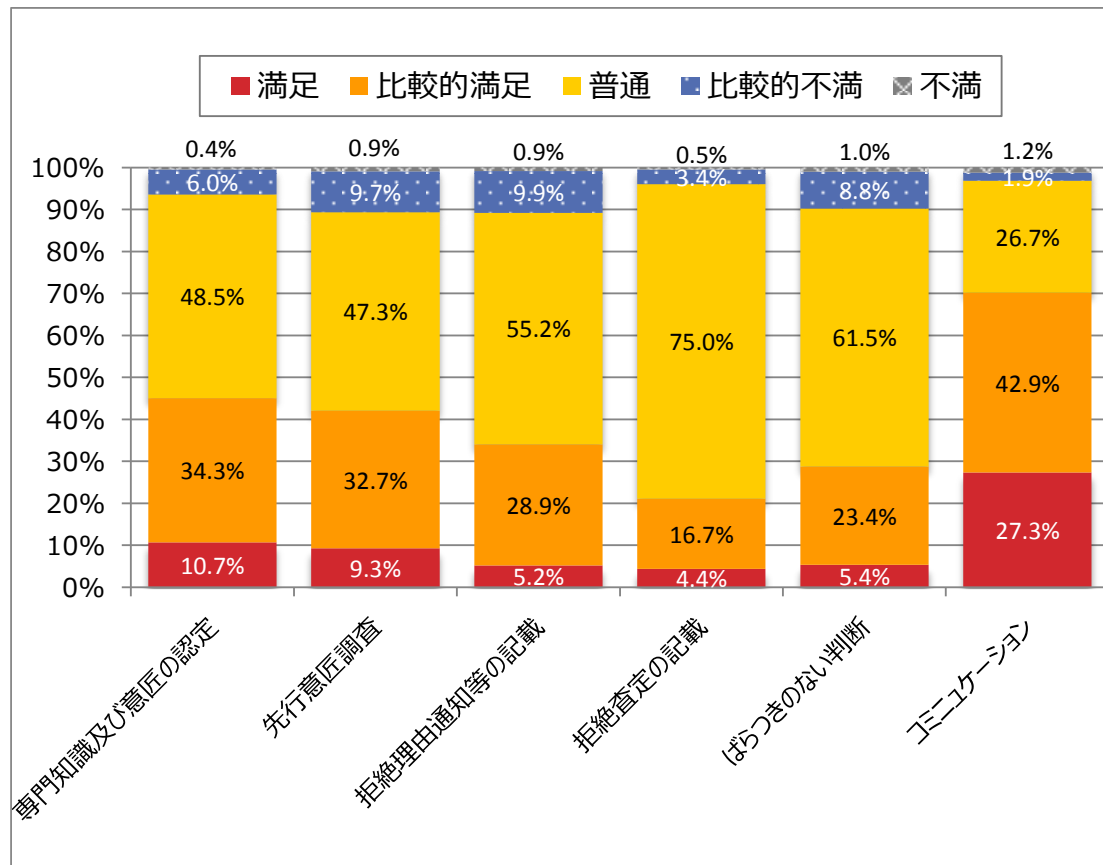
専門知識及び意匠の認定（③－1）、先行意匠調査（③－2）、拒絶理由通知等の記載（③－3）、拒絶査定に記載（③－4）、ばらつきのない判断（③－5）、コミュニケーション（③－6）

図2 個別項目への評価の度数分布



<sup>2</sup> 「先行意匠調査の印象変化」及び「拒絶理由通知等の記載の印象変化」については、後段において記載しました。また、「無回答」の場合及び「分からない」の場合は、集計母数から除いて集計をしました。

図3 個別項目への評価の割合





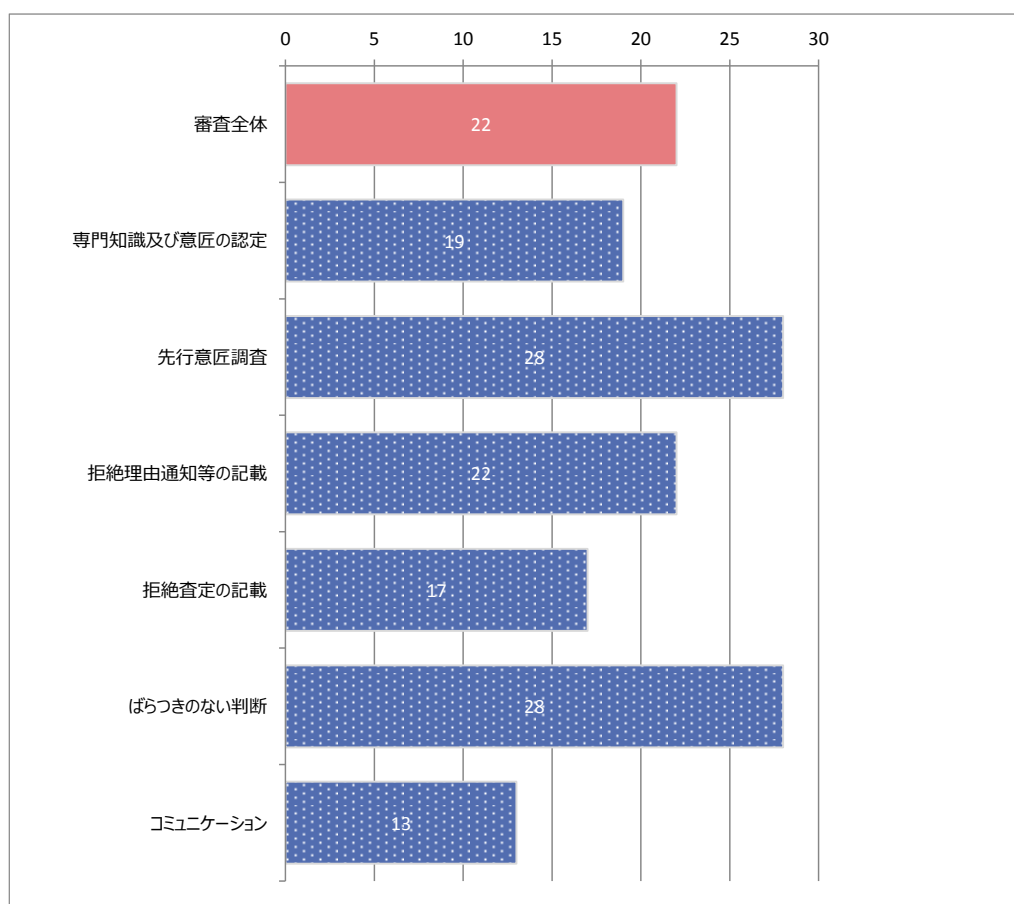
### ③意匠審査の質に関するコメントについて

- ・意匠審査の質について、審査全体に関するコメントが 22 件、個別項目については「先行意匠調査」及び「ばらつきのない判断」に関するコメントが 28 件ありました。

図 4 は、意匠審査に関する全体としての質及び個別項目の質の自由記載欄におけるコメントの件数を集計したものです。

なお、意匠審査の質に関するコメントは、「不満」または「比較的不満」を選択した回答者にその理由として記載をしていただきましたが、「満足」「比較的満足」及び「普通」を選択した回答者からもコメントがありました。

図 4 全体及び個別項目のコメント件数分布



「不満」または「比較的不満」を選択した回答者からの主なコメントは以下のとおりです。

(ii) 専門知識及び意匠の認定

- ・多くは十分な専門知識に基づいた適切な意匠の認定をしているが、一部の審査では不十分と感じられるものもある。
- ・物品分野の基本的理解が足りていないと思われる拒絶理由通知が見受けられる。

(iii) 先行意匠調査

- ・特許公開公報等の意匠公報以外のサーチが十分でない印象を受ける。
- ・参考文献（公知資料）の著作権者による公開利用許諾の問題で、J-PlatPatで参考文献が照会できないものが多い。
- ・サーチ範囲の開示をしてほしい。

(iv) 拒絶理由通知等の記載

- ・引例が不鮮明であり特定が出来ないような場合でも、拒絶理由が通知されることがある。
- ・両意匠の共通点・相違点の説明がわかりづらいことがある。

(v) 拒絶査定の記載

- ・「ありふれている」「普通に見受けられる」等との単純な記載が見受けられる。
- ・具体的な判断理由が開示されていない（例：なぜ「微差に過ぎない」と判断したのか具体的に示されていない）。

(vi) ばらつきのない判断

- ・審査官による判断のばらつき（例：関連意匠を認める範囲、等）が見られる。
- ・「意匠に係る物品」の判断にばらつきが感じられる。
- ・審査部と審判部との判断のばらつきがある。

なお、「満足」「比較的満足」及び「普通」を選択した回答者からの主なコメントは以下のとおりです。

(i) 意匠審査に関する審査全体の質

- ・妥当である（自社先願の類否確認のために行った出願で、拒絶の引用例が想定通りの結果であったため）。

- ・全般に審査の質は高く、安定している。
- ・登録査定には満足しているが、出願件数も多くなく、拒絶理由が通知されることもほとんどないため、評価できない。

(ii) 専門知識及び意匠の認定

- ・物品についての理解が深い。

(iii) 先行意匠調査

- ・引例を適切に挙げている。

(iv) 拒絶理由通知等の記載

- ・引用意匠の特定だけでなく、類似と判断した根拠が説明されている。

(vii) コミュニケーション

- ・意匠審査官の対応は非常に丁寧である。
- ・対応に正確・適切性が感じられる。

#### ④意匠審査の質に関する印象変化について

- ・意匠審査の質に関する印象の変化について、「審査全体」「先行意匠調査」及び「拒絶理由通知」に対して聞いたところ、印象が良くなってきている割合は「審査全体」は10.2%、「拒絶理由通知」等の記載は8.2%、「先行意匠調査」は4.9%となり、いずれも印象が悪くなってきている割合より大きいものでした。

図5及び図6は、最近（1年程度）の意匠審査に関する「意匠審査全体の質の印象変化」、「先行意匠調査の印象変化」及び「拒絶理由通知等の記載の印象変化」について、3段階評価を集計したものです。

図5 全体及び個別項目の印象変化の件数分布

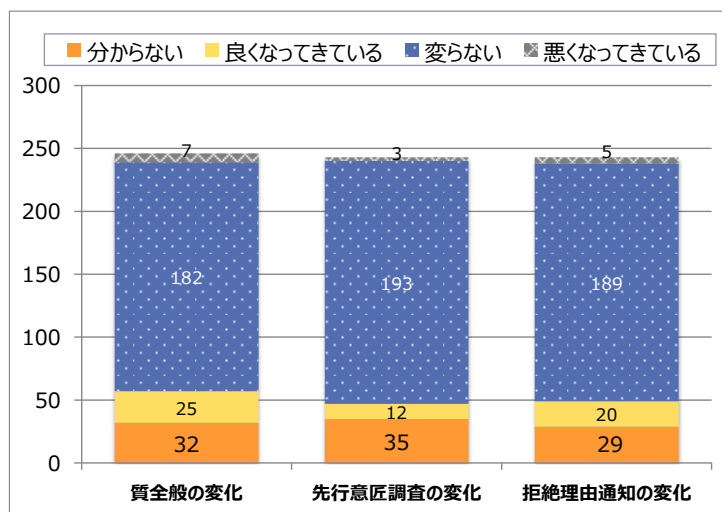
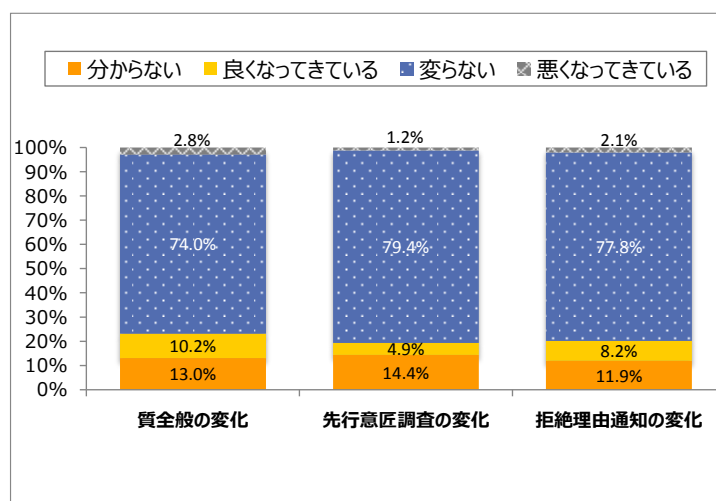


図6 全体及び個別項目の印象変化の割合



## ⑤意匠審査に関する質の印象変化に対するコメントについて

- ・意匠審査の質に関する印象の変化について寄せられたコメント数は、「審査全体」に対して 30 件（良くなっている：19 件、悪くなっている：7 件）「先行意匠調査」に対して 13 件（良くなっている：7 件、悪くなっている：3 件）「拒絶理由通知等の記載」に対して 23 件（良くなっている：11 件、悪くなっている：5 件）となりました。

図 7 全体及び個別項目の印象変化のコメント件数

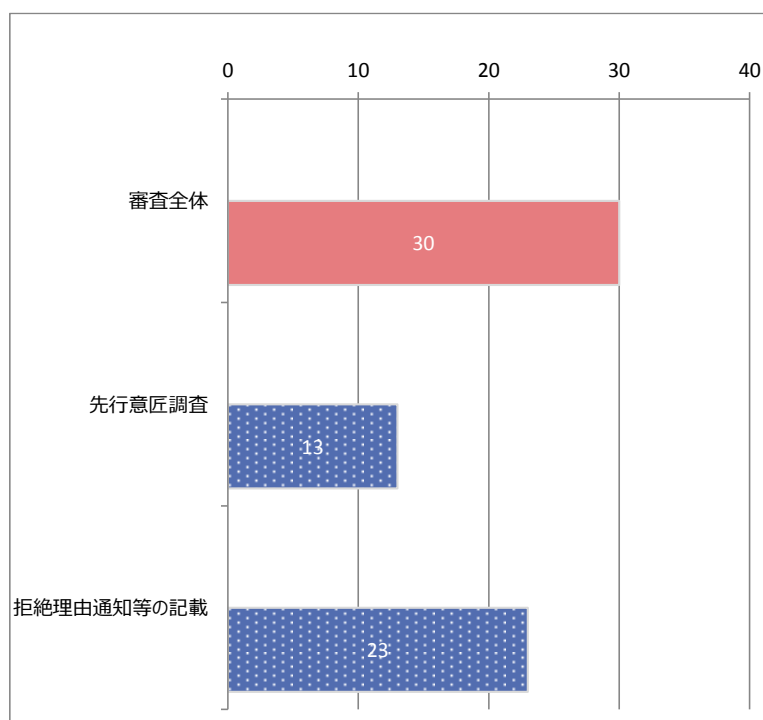


図 7 は、意匠審査に関する全体としての質の印象変化及び個別項目の印象変化の自由記載欄におけるコメントの件数を集計したものです。それぞれの観点における主なコメントは以下のとおりです。

### （i）審査全体の質の印象変化

- ・拒絶理由通知に付記されている理由が丁寧になった。
- ・審査期間が短縮された、早くなった。
- ・登録査定と同時に送付される参考文献情報が有用である。
- ・Web 面接<sup>3</sup>など、出願人の意向を積極的に聴き、それを審査に反映させる傾向が強くなってきている。

<sup>3</sup> 特許庁では、平成 25 年 4 月から、インターネット回線を利用したテレビ会議システムを導入しています。[https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/telesys\\_mensetu.htm](https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/telesys_mensetu.htm)

(ii) 先行意匠調査の印象変化

- ・ 正確性が増したと思う。
- ・ 登録査定とともに送付される参考文献情報が役立っている。
- ・ 調査範囲が拡大している（インターネット掲載情報まで先行意匠調査を実施）。
- ・ 審査官のノウハウの蓄積の弱まりを感じる。

(iii) 拒絶理由通知等の印象記載

- ・ 以前より相違点が具体的に記載されている。
- ・ 拒絶の理由が理解しやすくなってきた。
- ・ 記載が丁寧になってきた。
- ・ 要部認定が具体的になってきた。
- ・ 拒絶理由通知の記載が簡潔すぎて、電話で確認することが増えた。

⑥特に充実した審査に向け注力した方がよい項目について

- ・ 特許庁として充実した審査に向けて特に注力すべき項目に関して、A票回答者（246 者）のうち 119 者から回答が寄せられました（回答率：48.4%）。その中で最も注力した方がよい項目として、「専門知識及び意匠の認定」（回答数：46 者）が示されました。

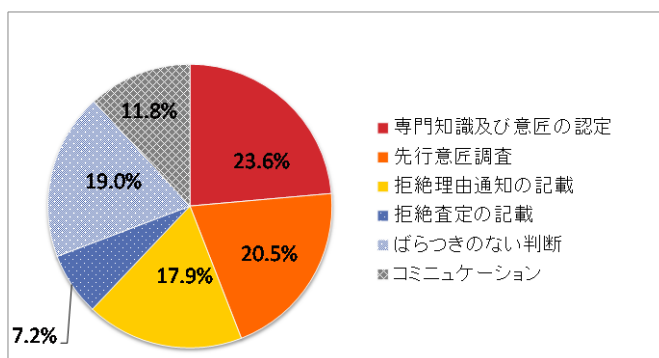
表 3 及び図 8 は、個別項目から特許庁として特に充実に向けて注力した方がよい項目を集計したものです。複数の選択を可としました。

表 3 注力した方がよい項目

| 項目          | 回答数 |
|-------------|-----|
| 専門知識及び意匠の認定 | 46  |
| 先行意匠調査      | 40  |
| 拒絶理由通知の記載   | 35  |
| 拒絶査定の記載     | 14  |
| ばらつきのない判断   | 37  |
| コミュニケーション   | 23  |

（回答数合計：195(複数回答可)）

図 8 注力した方がよい項目



また、それぞれの観点における自由記載欄の主なコメントは以下のとおりです。

(i) 「専門知識及び意匠の認定」選択者のコメント

- ・創作容易性に関する当業者の知識が必要。
- ・物品分野に関する専門知識が必要。
- ・変化に対応した専門知識の取得を常に意識してほしい。

(ii) 「先行意匠調査」選択者のコメント

- ・サーチ範囲の開示をお願いしたい。
- ・画像を閲覧可能な公知資料を充実してほしい。
- ・サーチ範囲を統一してほしい。
- ・正確な先行意匠調査をお願いしたい。
- ・登録後の権利が不安定とならないために必要である。

(iii) 「拒絶理由通知等の記載」選択者のコメント

- ・分かりやすい記載を希望する。
- ・明確かつ論点が整理された記載を要望する。
- ・分かりやすい補正の指示を希望する。

(iv) 「拒絶査定に記載」選択者のコメント

- ・分かりやすい記載を希望する。
- ・明確かつ論点が整理された記載を要望する。

(v) 「ばらつきのない判断」選択者のコメント

- ・無審査国における権利の安定性、権利行使の先見性向上のためにも重要である。
- ・判断のばらつきを減らすことが審査の質の向上に結びつく。
- ・以前よりもばらつきが減ったが、より一層の改善を期待する。

(vi) 「コミュニケーション」選択者のコメント

- ・地方への巡回審査等の充実を希望する。
- ・審査官とのコミュニケーションは重要である。

## ⑦他国特許庁との比較について

### (i) 他国特許庁よりも優れている点

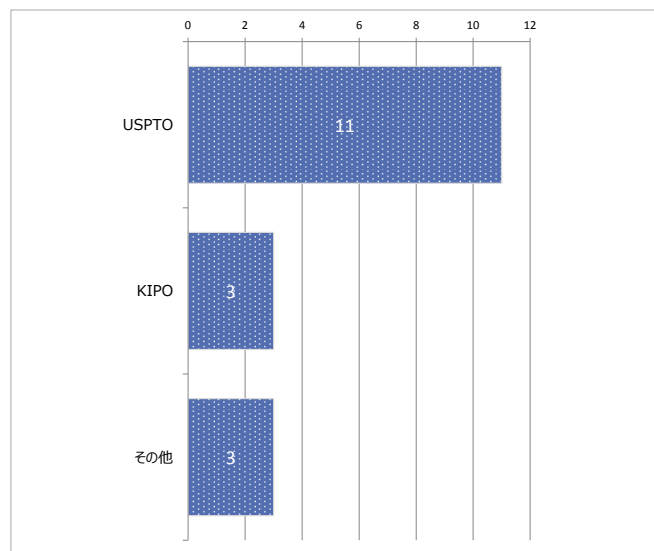
意匠審査の質について、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点として 90 件のコメントがあり、その中の主なコメントは以下のとおりです。

- ・ 審査主義である（実体審査を行っている）。
- ・ 審査が早い。
- ・ 審査官のばらつきが小さい。
- ・ 先行意匠調査の質及び量が優れている。
- ・ 拒絶理由通知書への判断理由の記載が丁寧である。
- ・ 意匠の認定、物品分野に関する理解力・専門知識が優れている。
- ・ 審査官との面談の実施が容易である。
- ・ 審査官が頑なでない。

### (ii) 他国の特許庁が優れている点

図 9 は、意匠審査の質について、日本国特許庁よりも優れていると感じることがある他国の特許庁の選択結果です。

図 9 日本国特許庁よりも優れていると感じることのある他国の特許庁（件数）





他国の特許庁が優れていると感じる点として 17 件のコメントがあり、その中の主なコメントは以下のとおりです。

( i ) 米国特許商標庁 (USPTO)

- ・ 先行意匠調査の調査範囲が広いと感じる。
- ・ 出願形態 (図面標記、クレーム) を合わせてほしい。

( ii ) 韓国特許庁 (KIPO)

- ・ 部分意匠の認定基準に均一性がある。

( iii ) 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) <sup>4</sup>

- ・ 出願形式について、日本は厳密すぎると感じる。

## ⑧意匠審査の質に関するその他の意見・要望について

意匠審査の質に関するその他の意見・要望は 66 件あり、意匠審査の質に関する主なコメント及びその他の意見・要望に関する主なコメントは以下のとおりです。

( i ) 意匠審査の質に関するコメント

- ・ 意匠公報への参考文献掲載 (最も近い先行意匠を 2～3 件) を義務化してほしい。
- ・ 優先権を考慮して、出願日から査定まで 6 か月は必要ではないか。
- ・ 事前に審査官と意見交換が出来るまとめ審査は有意義である。
- ・ 引き続き、ユーザーフレンドリーな対応を希望する。

( ii ) その他コメント

- ・ 公知資料の表示を増やすため著作権法を改正してほしい (J-PlatPat でほとんど表示されない)。
- ・ ハーグ協定加盟による、外国出願の図面不備に対する補正指令の徹底をお願いしたい。
- ・ 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) を期待する。

---

<sup>4</sup> 2016 年 3 月 23 日から、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) は欧州連合知的財産庁 (EUIPO) と名称変更しました。

## （２）特定の意匠登録出願<sup>５</sup>における審査の質に関する調査（Ｂ票）の集計結果

意匠のＢ票では、特定の出願における意匠出願の質について、ここ１～２年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合に、出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品を記入の上、回答いただきました。

### ①調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について

- ・回答者が抽出し、調査対象となった意匠出願における審査に関する全体としての質の評価（全体評価）において、「普通」以上の評価の割合は 71.6%であり、そのうち、「満足」と「比較的満足」の評価を合わせると 57.0%と過半数を占めました。

表４は、調査対象となった特定の意匠出願における審査について、全体としてどのように感じているか、５段階評価を集計したものです。

表４ 全体評価（特定出願）

| ５段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 42  | 29.2% |
| 比較的満足 | 40  | 27.8% |
| 普通    | 21  | 14.6% |
| 比較的不満 | 32  | 22.2% |
| 不満    | 9   | 6.3%  |
| 合計    | 144 | 100%  |

<sup>５</sup> 意匠のユーザー評価調査では、Ｂ票における調査対象案件は回答者自らが自己の出願案件から選び、回答していただきました。

②調査対象案件における意匠審査に関する全体としての質の評価（全体評価）について（最終処分の集計）

- ・「満足」と「比較的満足」の評価が多かった案件状態は、「意見後登録査定」案件（69.1%：38 件）＞「即登録査定」案件（63.4%：26 件）＞「拒絶査定」案件（38.1%：16 件）の順で高くなりました。
- ・「意見後登録査定」案件の満足である割合は 45.5%であり、「即登録査定」の割合 29.3%より高いものでした。

表 5 から表 7 は、調査対象となった特定の意匠出願についての評価（全体評価）を、最終処分別に集計したものです。

ここでは最終処分別について、以下の 3 種類に分けて集計を行いました。

「即登録査定」案件　：拒絶理由が通知されることなく、登録査定がなされた案件。

「意見後登録査定」案件：拒絶理由が通知されたものの、その後、意見書や手続補正書の提出により当該理由が解消されたことによって、登録査定がなされた案件。

「拒絶査定」案件　　：拒絶査定がなされた案件。

表 5 全体評価（「即登録査定」）

| 5段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 12  | 29.3% |
| 比較的満足 | 14  | 34.1% |
| 普通    | 8   | 19.5% |
| 比較的不満 | 5   | 12.2% |
| 不満    | 2   | 4.9%  |
| 合計    | 41  | 100%  |

表 6 全体評価（「意見後登録査定」）

| 5段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 25  | 45.5% |
| 比較的満足 | 13  | 23.6% |
| 普通    | 8   | 14.5% |
| 比較的不満 | 7   | 12.2% |
| 不満    | 2   | 3.6%  |
| 合計    | 55  | 100%  |

表 7 全体評価（「拒絶査定」）

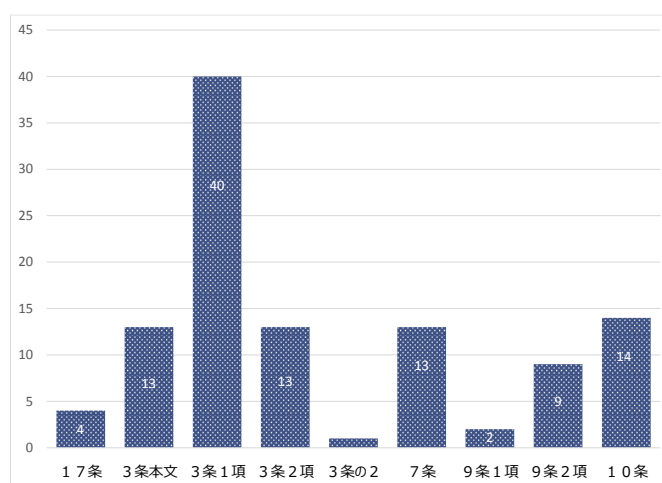
| 5段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 4   | 9.5%  |
| 比較的満足 | 12  | 28.6% |
| 普通    | 4   | 9.5%  |
| 比較的不満 | 19  | 45.2% |
| 不満    | 3   | 7.1%  |
| 合計    | 42  | 100%  |

### ③調査対象案件における意匠審査の質について（拒絶理由別の集計）

- ・新規性なしとして拒絶理由通知を受けた案件の全体評価は、一般資料に基づいて新規性無しとされた案件（「満足」「比較的満足」合計 62.5%）の方が、意匠公報に基づいて新規性無しとされた案件（「満足」「比較的満足」合計 42.2%）よりも高い結果となりました。

図 10 は、調査対象となった特定の意匠出願において、通知された拒絶理由通知別に分類して集計したものです<sup>6</sup>。

図 10 調査対象案件の拒絶理由通知の分類（件数）



意匠法第3条第1項「新規性」に対する拒絶理由通知へのコメントが最も多く寄せられました（40件）。ここでは「新規性」に対する引用文献について、以下の2種類に分けて集計を行いました<sup>7</sup>。

「意匠公報記載」案件：意匠公報により新規性無しとの拒絶理由が通知された案件。

「資料記載」案件：一般資料により新規性無しとの拒絶理由が通知された案件

<sup>6</sup> 拒絶理由通知の合計は 109 件となりますが、1 案件に対して、該当する複数の拒絶理由が通知されている場合は、各々、拒絶理由通知別に集計したためです。

<sup>7</sup> 調査対象案件において特許公報、実用新案公報により新規性なしとして拒絶された案件はそれぞれ 3 件及び 1 件と少数であったため、集計対象から除外しました。

表 8 全体評価（「意匠公報記載」）

| 5段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 4   | 21.1% |
| 比較的満足 | 4   | 21.1% |
| 普通    | 3   | 15.8% |
| 比較的不満 | 8   | 42.1% |
| 不満    | 0   | 0%    |
| 合計    | 19  | 100%  |

図 1 1 全体評価（「意匠公報記載」）

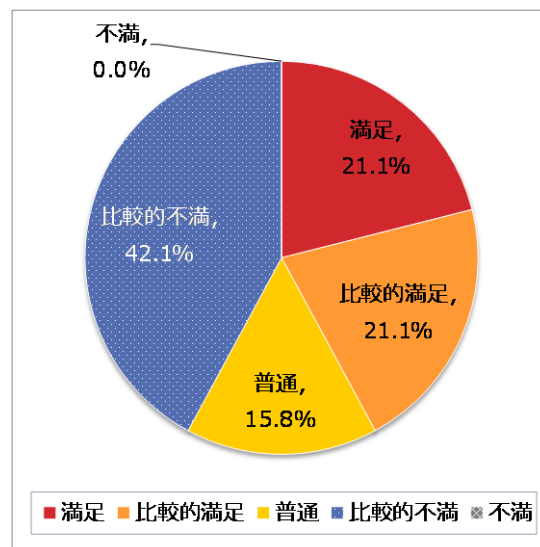
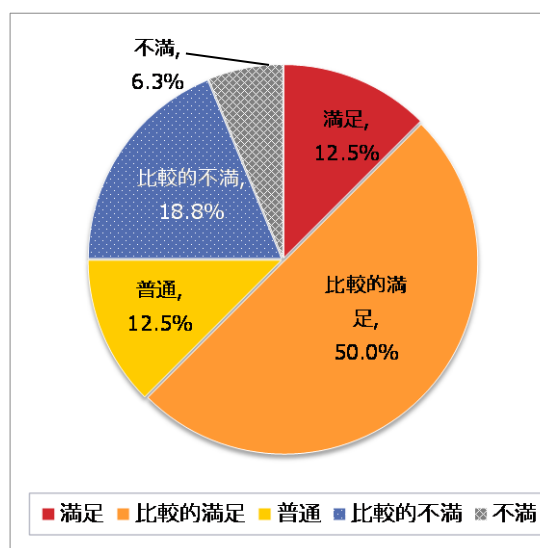


表 9 全体評価（「資料記載」）

| 5段階評価 | 回答数 | 割合    |
|-------|-----|-------|
| 満足    | 2   | 12.5% |
| 比較的満足 | 8   | 50.0% |
| 普通    | 2   | 12.5% |
| 比較的不満 | 3   | 18.8% |
| 不満    | 1   | 6.3%  |
| 合計    | 16  | 100%  |

図 1 2 全体評価（「資料記載」）



#### ④調査対象案件における意匠審査の質に満足している理由について

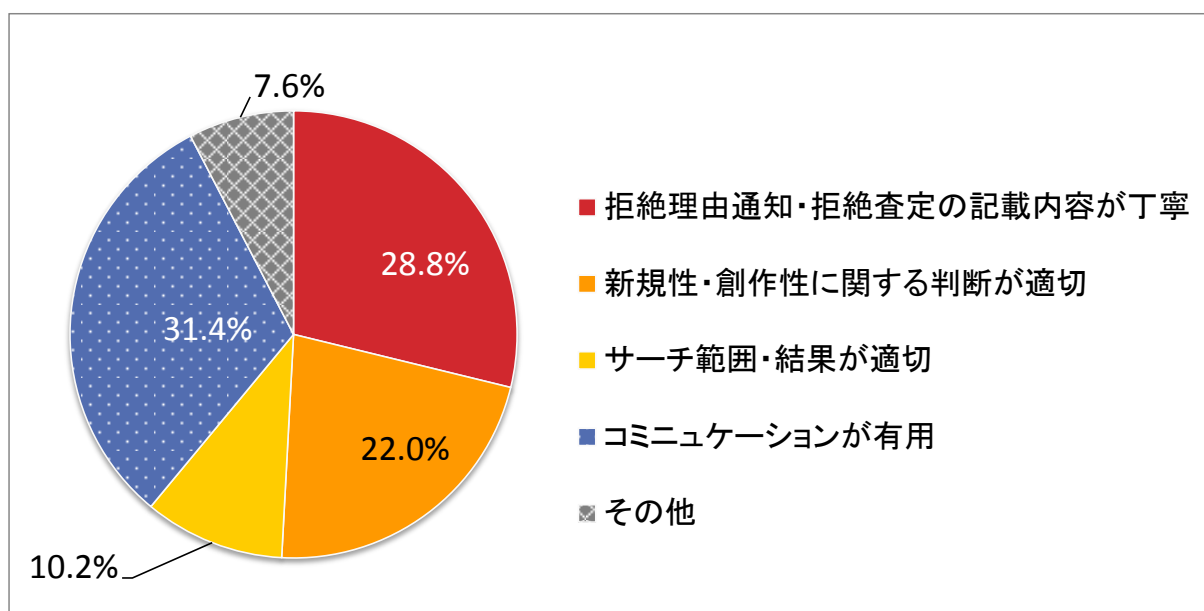
- ・②、③を分析すると、意匠審査の質に関する満足している理由として「審査官とのコミュニケーションが有用である」（37件）及び「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い」（34件）が多く挙げられていることがわかりました。

表10及び図13は、調査対象となった特定の意匠出願における審査の質について満足している（5段階評価で「満足」「比較的満足」）理由について集計をしたものです。

表10 審査の質について満足している理由

| 項目                        | 回答数 | 割合    |
|---------------------------|-----|-------|
| 拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い | 34  | 28.8% |
| 新規性・創作性に関する判断が適切である       | 26  | 22.0% |
| サーチ範囲・サーチ結果が適切である         | 12  | 10.2% |
| 審査官とのコミュニケーションが有用であった     | 37  | 31.4% |
| その他                       | 9   | 6.6%  |
| 合計                        | 118 | 100%  |

図13 審査の質について満足している理由



それぞれの観点における自由記載欄の主なコメントは以下のとおりです<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 複数選択を可能としているので、複数の項目にまたがった自由記載回答が多くありました。ここでは各項目に対応する代表的な回答を抽出しました。

- (i) 「拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧でわかり易い」
- ・ 拒絶理由通知の指摘内容が分かりやすい。
  - ・ 創作性の判断が適切だった。
  - ・ 拒絶理由への対処法（補正案）も具体的であり、スムーズに対処できた。
  - ・ 判断には異論（検討の余地）はあるが、審査官の考え自体は理解しやすかった。
- (ii) 「新規性・創作性に関する判断が適切である」
- ・ 自社における先行意匠調査の結果、新規性・創作非容易性があると判断、出願したところ、審査においても新規性・創作性について審査基準に則した判断の結果、登録査定となり大変満足している。
  - ・ 審査において、しっかりと差異点に着目してもらえた。
- (iii) 「サーチ範囲・サーチ結果が適切である」
- ・ 韓国における先行意匠を引用されたのは初めてであり、調査範囲の広さを感じた。
- (iv) 「審査官とのコミュニケーションが有用であった」
- ・ 図面の不鮮明な箇所を補足するための参考拡大図等の記載方法等、アドバイスにより登録することができた。
  - ・ 直接会話をすることで、こちらの意図を説明することができ、審査官ともより良いコミュニケーションを図ることができた。
  - ・ 面接の際に物品の専門知識（需要者の違い、物品の性能差及び美感）を審査官と共有でき、大変有意義な面接を行うことができた。
- (v) 「その他」
- ・ 早期審査案件に関して迅速かつ適切な審査であった。

なお、最終的に拒絶査定になった案件を選択した回答者からも、「満足」「比較的満足」を選択した回答もありました。主なコメントは以下のとおりです。

- ・ 拒絶理由通知における拒絶引例に併せ、具体的な参考意匠も提示されているので、記載内容が理解し易い。
- ・ 引例と比較してどの部分が共通し、それが強い類似の印象を与えるのかが記載されており、今後の出願判断の際の参考になる。
- ・ 拒絶理由通知の記載内容が分かりやすく、かつ、創作性の判断が適切であった。

## ⑤調査対象案件における意匠審査の質に不満がある理由について

- ・②、③を分析すると、不満がある具体的な理由として、拒絶理由通知では「拒絶理由通知の記載内容の理解困難」（20件）、登録査定では「サーチ範囲・結果に不満」（2件）及び拒絶査定では「拒絶査定の記載内容の理解困難」（7件）について多く指摘されていることがわかりました。

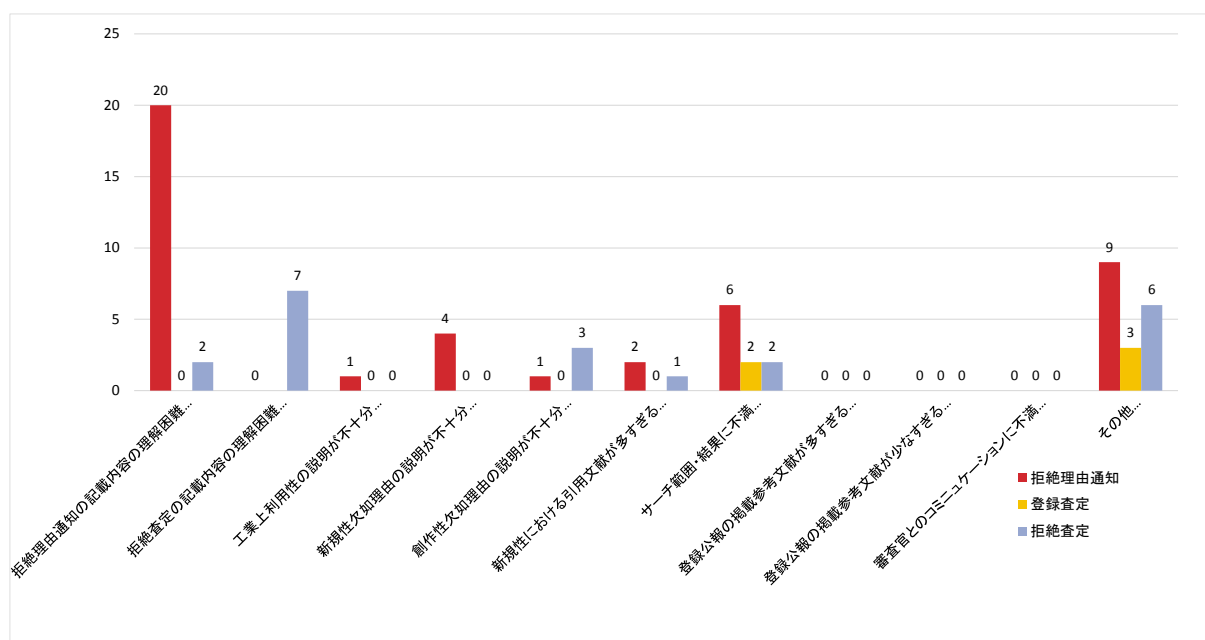
表1-1及び図1-4は、調査対象となった特定の意匠出願における審査の質について不満がある（5段階評価で「不満」「比較的不満」）理由について、手続別に集計をしたものです。

表1-1 審査の質について不満がある理由

| 不満がある理由           | 拒絶理由通知   | 登録査定    | 拒絶査定     |
|-------------------|----------|---------|----------|
| 拒絶理由通知の記載内容の理解困難  | 20(47%)  | 0(0%)   | 2(10%)   |
| 拒絶査定の記載内容の理解困難    | 0(0%)    | —       | 7(33%)   |
| 工業上利用性の説明が不十分     | 1(2%)    | 0(0%)   | 0(0%)    |
| 新規性欠如理由の説明が不十分    | 4(9%)    | 0(0%)   | 0(0%)    |
| 創作性欠如理由の説明が不十分    | 1(2%)    | 0(0%)   | 3(14%)   |
| 新規性における引用文献が多すぎる  | 2(5%)    | 0(0%)   | 1(5%)    |
| サーチ範囲・結果に不満       | 6(14%)   | 2(40%)  | 2(10%)   |
| 登録公報の掲載参考文献が多すぎる  | 0(0%)    | 0(0%)   | 0(0%)    |
| 登録公報の掲載参考文献が少なすぎる | 0(0%)    | 0(0%)   | 0(0%)    |
| 審査官とのコミュニケーションに不満 | 0(0%)    | 0(0%)   | 0(0%)    |
| その他               | 9(21%)   | 3(60%)  | 6(28%)   |
| 合計件数（割合）          | 43(100%) | 5(100%) | 21(100%) |



図 1 4 審査の質について不満がある理由



また、それぞれの観点における自由記載欄の主なコメントは以下のとおりです。

- (i) 拒絶理由通知に対する「不満」「比較的不満」選択者の主なコメント
  - ・関連意匠の類否判断に対する不満がある（拒絶理由の記述が少なかったため審査官の意図がわからなかった）。
  - ・サーチ結果に対する不満がある（全体形状・特徴の把握をしてほしい）
- (ii) 登録査定に対する「不満」「比較的不満」選択者の主なコメント
  - ・サーチ結果に対する不満がある（どこを意匠の要部と捉えて登録されたのか明確でない）。
- (iii) 拒絶査定に対する「不満」「比較的不満」選択者の主なコメント
  - ・拒絶査定の記載内容に対する不満がある（先行意匠の登録事例も十分加味した類否判断をお願いしたい）。

### 3. 集計分析

#### (1) 回答内容の詳細分析

##### ①個別項目の評価と全体評価との相関分析

意匠審査に対する評価（満足度）の向上に向けて取り組んでいくに当たり、どのような点を優先的に注力すべきかを把握するため、各個別項目に対する質の評価が全体評価に対して与える影響について分析しました。分析方法としては、全体評価と各個別項目の評価との間の相関関係の大きさを示す係数（相関係数）による方法を用いました。

- ・個別項目についての評価と全体評価との相関を考慮すると、「先行意匠調査」が重点課題であると言えます。
- ・一方、「専門知識及び意匠の認定」の項目は、ユーザーから一定の評価を得ていると言えます。

表12及び図15は、各個別項目の評価の平均（「満足」を5、「比較的満足」を4、「普通」を3、「比較的不満」を2、「不満」を1としています。）と個別項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

図15のグラフ中、特に評価が低く、かつ、全体評価との相関係数が大きい項目（グラフの左上にある項目）、すなわち、「ばらつきのない判断」といった点が、改善に取り組むべき重点的な課題であることが分かりました。

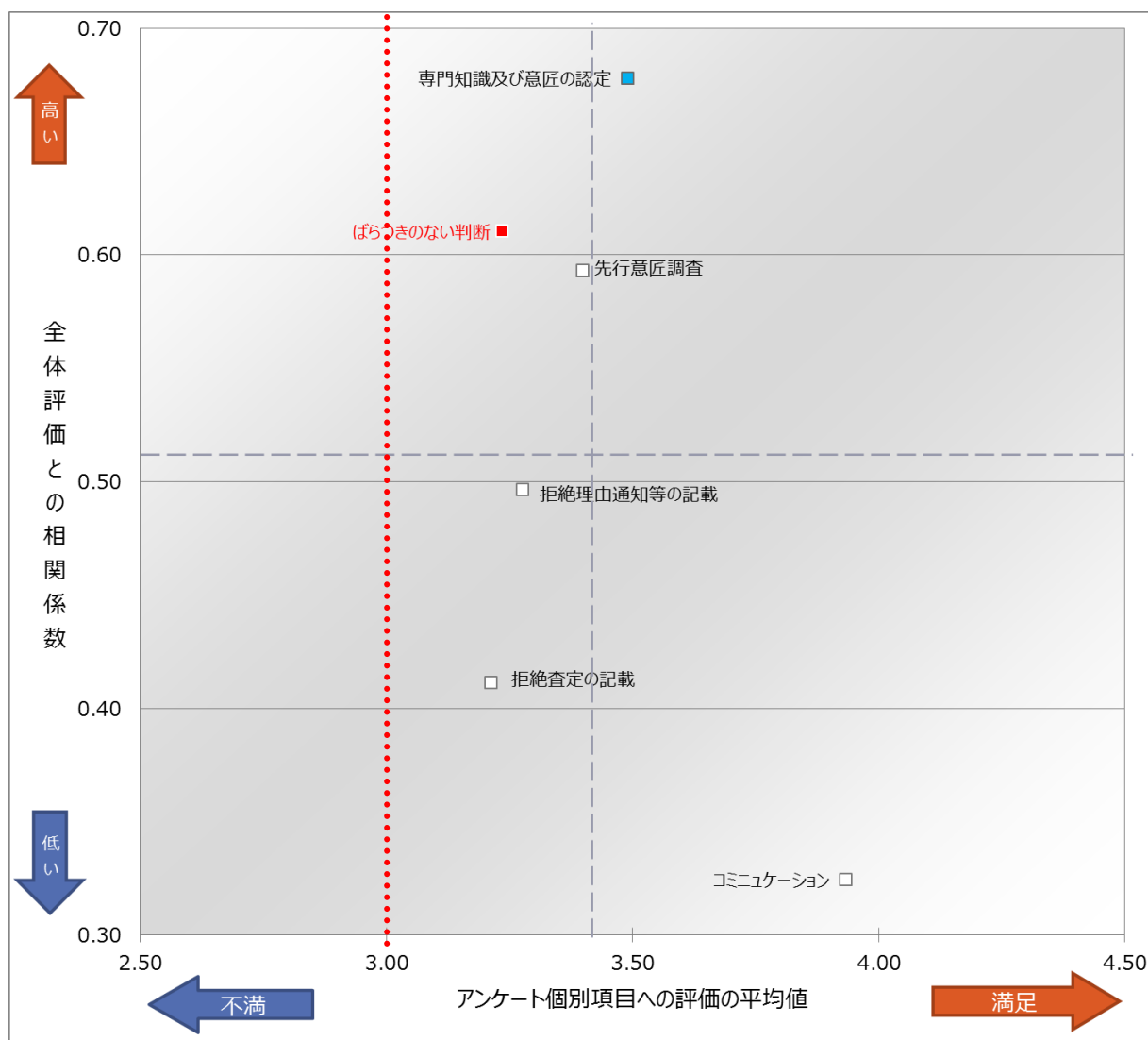
一方、図15のグラフ中、全体評価との相関係数が比較大きく、かつ、評価も比較的高い項目（グラフの右上にある項目）である「専門知識及び意匠の認定」は、ユーザーから一定の評価を得ている点と言えます。

表12 個別項目の評価及びこれらの全体評価との相関係数<sup>9</sup>

| 評価項目        | 評価（平均） | 全体評価との相関係数 |
|-------------|--------|------------|
| 専門知識及び意匠の認定 | 3.49   | 0.68       |
| 先行意匠調査      | 3.40   | 0.59       |
| 拒絶理由通知の記載   | 3.28   | 0.50       |
| 拒絶査定に記載     | 3.21   | 0.41       |
| ばらつきのない判断   | 3.23   | 0.61       |
| コミュニケーション   | 3.93   | 0.32       |

<sup>9</sup> 相関係数は1を最大値とするものであり、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ0.5程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

図 1 5 個別項目の評価と全体評価との相関係数



#### グラフの見方

意匠審査の質に関する個別項目について、横軸を個別項目ごとの評価の平均値、縦軸を全体評価との相関係数として示したものです。当該グラフでは、左方にあるほど評価が低く、また上方にあるほど全体評価への影響が大きいことを示しています。

## （２）分析結果のポイント

本調査の結果、意匠審査全般の質に関しては、多くのユーザーから好意的に受け止められていることを確認できました。どの個別項目も５段階評価における「満足」「比較的満足」「普通」の合計値が約 90%となっており（図 3 参照）、中には「コミュニケーション」のように 96.9%となる項目もありました。

前ページの、個別項目の評価と全体評価との相関係数（図 1 5 参照）で個別項目ごとの全体評価との相関係数の高かった（表 1 2 参照）、以下の 3 項目に関する分析結果のポイントは以下のとおりです。

### ①専門知識及び意匠の認定

専門知識及び意匠の認定については、個別項目に係る質の評価において「満足」及び「比較的満足」の合計が 45.0%とコミュニケーション<sup>10</sup>（同合計が 70.2%）の次に高い値となっています（「不満」及び「比較的不満」の合計は 6.4%、図 3 参照）。相関係数は 0.68（>0.5）となっており、全体評価に影響を与えやすいとの分析が得られました（表 1 2 参照）。また、注力した方がよい項目としての割合も 23.6%と高い結果でした（図 8 参照）。

審査全体の質に対するコメントの中では、「多くの審査において、十分な専門知識にもとづいた適切な意匠認定をされている。」との意見も聞かれました。また、個別項目への評価の度数分布における評価数は 233 件（平均 210 件）と数多くあり（図 2 参照）、ユーザーの関心が高い項目であることが伺えます。

### ②先行意匠調査

先行意匠調査については、個別項目に係る質の評価において「不満」及び「比較的不満」の合計が 10.6%と他の項目と比較すると高い値となっています（「満足」及び「比較的満足」の合計は 42.0%、図 3 参照）。相関係数は 0.59（>0.5）となっており、全体評価に影響を与えやすいとの分析が得られました（表 1 2 参照）。また、注力した方がよい項目としての割合も 20.5%と高い結果でした（図 8 参照）。

審査全体の質についてのコメントでは、「調査範囲が明らかにされておらず、どこまで調査しての審査結果なのか、判断に苦慮することがある。」との意見も聞かれました。また、個別項目でのコメントは 28 件（平均件数 21 件）と数多くありました（図 4 参照）。さらに、特定の意匠出願の評価（B 票）においては、

---

<sup>10</sup> 「コミュニケーション」の全体評価との相関係数は 0.32 でした。

審査の質に不満がある理由として「サーチ範囲・サーチ結果に不満」とする意見が寄せられました（図 1 4 参照）。

### ③ばらつきのない判断

ばらつきのない判断については、個別項目に係る質の評価において「不満」及び「比較的不満」の合計が 9.8%と他の項目と比較すると高い値となっています（「満足」及び「比較的満足」の合計は 28.8%、図 3 参照）。相関係数は 0.61（ $>0.5$ ）となっており、全体評価に影響を与えやすいとの分析が得られました（表 1 2 参照）。また、注力した方がよい項目としての割合も 19.0%と高い結果でした（図 8 参照）。

審査全体の質に対するコメントの中で「審査官が変わる度に類否判断が異なるケースがある。」など審査の判断のばらつきが指摘されています。また、個別項目の自由記載欄のコメントでは、ばらつきのない判断は 28 件（平均件数 21 件）と数多くあり（図 4 参照）、ユーザーの関心が高い項目であることが伺えます。

#### 4. 今後のユーザー評価調査に向けて

ユーザー評価調査は、意匠審査の品質管理に関するマニュアルにおいて示されている「意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）」において、意匠審査業務の評価（CHECK）として位置付けられます。すなわち、本調査（CHECK）により、意匠審査の質に関する現状を把握した後は、それに基づいて限られたリソースの中で重点的に改善する業務を決定（ACT）し、これをその後の計画に的確に反映（PLAN）し、当該計画を実践（DO）する必要があります。

調査対象案件に関する自由記載欄におけるコメント（意見・要望）については、内容を検討・分析し、意匠審査の質の維持・向上のための諸施策に反映させるとともに、「担当審査官へのフィードバック可」と回答があったものについては、担当審査官へのフィードバック等を行うことにより、引き続き意匠審査の質の向上を図ります。

本調査は、意匠審査の改善点をユーザーの方々からの指摘を通じて明らかにし、意匠審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行います。調査に当たっては、よりの確にユーザーニーズを把握するため、対象者の選定を含め、設問の構成や調査票の形式等調査手法を改良し、平成28年度以降も同様の調査を行う予定です。

#### 謝辞

本調査の実施にあたりましては、多くのユーザーの皆様の御協力をいただきました。ここに、心より感謝の意を表します。

審査の質の維持・向上のためには、ユーザーの皆様による審査の品質評価を継続し、その結果に基づいて、意匠審査及びその関連業務の継続的な改善を推進して行くことが必要です。引き続きの御協力をお願いいたします。

(付録) 調査票

| 【A票】 意匠審査全般の質について                                                                                                                                                                            |  |           |  |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|--|-------|
| <p>* 記名または無記名のいずれの回答を希望するかご回答ください。</p> <p><input type="radio"/> 記名での回答を希望する(下記、記載欄にお名前、ご連絡先をご記入ください)</p> <p><input type="radio"/> 無記名での回答を希望する</p>                                           |  |           |  |       |
| お名前                                                                                                                                                                                          |  | ご連絡先(Tel) |  | (メール) |
| 企業名                                                                                                                                                                                          |  |           |  |       |
| <p>* 下記【1】～【3】の問いにお答えください。</p> <p>なお、ご回答いただいた内容につき、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただく場合がございます。</p>                                                                                                         |  |           |  |       |
| 【1】意匠審査全般の質について                                                                                                                                                                              |  |           |  |       |
| 満足 比較的不满 普通 比較的不满 不満<br>5 4 3 2 1                                                                                                                                                            |  |           |  |       |
| ①最近(1年程度)の意匠審査全般の質についてどのように感じていますか。                                                                                                                                                          |  |           |  |       |
| <p>「1(不満)」または「2(比較的不满)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p>(①に関する記入欄)</p> </div>                                       |  |           |  |       |
| <p>②意匠審査全般の質について、最近(1年程度)、その印象がどのように変化していますか。</p> <div style="text-align: right;">             良くなって 変化してい 悪くなって<br/>             きている ない きている わからない<br/>             3 2 1           </div> |  |           |  |       |
| <p>印象が変化した場合は、その理由を以下の記入欄にご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p>(②に関する記入欄)</p> </div>                                                      |  |           |  |       |
| ③意匠審査の質に関し、各項目1～9の評価についてお答えください。                                                                                                                                                             |  |           |  |       |
| 満足 比較的不满 普通 比較的不满 不満<br>5 4 3 2 1                                                                                                                                                            |  |           |  |       |
| 1. 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について                                                                                                                                                         |  |           |  |       |
| <p>「1(不満)」又は「2(比較的不满)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。</p> <p>(審査官の物品分野の理解、要部の認定等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 100px;"> <p>1. に関する記入欄</p> </div>            |  |           |  |       |

|                                                                                                   |  | 満足            | 比較的満足       | 普通            | 比較的不満 | 不満 | 分からな |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------|-------------|---------------|-------|----|------|
|                                                                                                   |  | 5             | 4           | 3             | 2     | 1  |      |
| 2. 先行意匠調査について                                                                                     |  |               |             |               |       |    |      |
| 「1(不満)」又は「2(比較的不満)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。<br>(特許公開公報等の調査、カタログ・雑誌等の刊行物の調査、インターネットで公開された資料の調査等) |  |               |             |               |       |    |      |
| 2. に関する記入欄                                                                                        |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  |               |             |               |       |    |      |
| 2-1. 先行意匠調査について、最近(1年程度)、その印象が                                                                    |  | 良くなって<br>きている | 変化してい<br>ない | 悪くなって<br>きている | わからない |    |      |
| どのように変化していますか。                                                                                    |  | 3             | 2           | 1             |       |    |      |
| 印象が変化した場合は、その理由を以下の記入欄にご記入ください。                                                                   |  |               |             |               |       |    |      |
| 2-1. に関する記入欄                                                                                      |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  | 満足            | 比較的満足       | 普通            | 比較的不満 | 不満 | 分からな |
|                                                                                                   |  | 5             | 4           | 3             | 2     | 1  |      |
| 3. 拒絶理由通知等の記載について                                                                                 |  |               |             |               |       |    |      |
| 「1(不満)」または「2(比較的不満)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。<br>(新規性の判断理由、引用意匠の特定、創作性の根拠の提示等)                   |  |               |             |               |       |    |      |
| 3. に関する記入欄                                                                                        |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  |               |             |               |       |    |      |
| 3-1. 拒絶理由通知等の記載について、最近(1年程度)、その印象が                                                                |  | 良くなって<br>きている | 変化してい<br>ない | 悪くなって<br>きている | わからない |    |      |
| どのように変化していますか。                                                                                    |  | 3             | 2           | 1             |       |    |      |
| 印象が変化した場合は、その理由(例えば、記載様式や実体的内容面での印象の変化等)について、以下の記入欄にご記入ください。                                      |  |               |             |               |       |    |      |
| 3-1. に関する記入欄                                                                                      |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  | 満足            | 比較的満足       | 普通            | 比較的不満 | 不満 | 分からな |
|                                                                                                   |  | 5             | 4           | 3             | 2     | 1  |      |
| 4. 拒絶査定に記載について                                                                                    |  |               |             |               |       |    |      |
| 「1(不満)」又は「2(比較的不満)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。<br>(拒絶査定の記載ぶり等)                                     |  |               |             |               |       |    |      |
| 4. に関する記入欄                                                                                        |  |               |             |               |       |    |      |
|                                                                                                   |  |               |             |               |       |    |      |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 満足<br>5 | 比較的満足<br>4 | 普通<br>3 | 比較的不満<br>2 | 不満<br>1 | 分からず<br>0 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|---------|------------|---------|-----------|
| 5. ばらつきのない判断について                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |            |         |            |         |           |
| 「1(不満)」又は「2(比較的不満)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。<br>(物品分野における判断のばらつき、審査部と審判部との間の判断のばらつき等)                                                                                                                                                                                                                       |         |            |         |            |         |           |
| 5. に関する記入欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |            |         |            |         |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |            |         |            |         |           |
| 6. 審査官とのコミュニケーション(面接、電話による連絡等)について                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |            |         |            |         |           |
| 「1(不満)」又は「2(比較的不満)」の場合には、その理由を以下の記入欄にご記入ください。<br>(面接時の審査官の対応、電話での審査官の対応等)                                                                                                                                                                                                                                    |         |            |         |            |         |           |
| 6. に関する記入欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |            |         |            |         |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |            |         |            |         |           |
| 7. 上記1～6に関して、特許庁として特に充実した審査に向けて注力した方がよい項目がある場合、その項目をお答え下さい。<br>(任意、複数回答可)                                                                                                                                                                                                                                    |         |            |         |            |         |           |
| <input type="checkbox"/> 1. 意匠審査官の意匠の物品分野等に関する専門知識及び意匠の認定について<br><input type="checkbox"/> 2. 先行意匠調査について<br><input type="checkbox"/> 3. 拒絶理由通知等の記載について<br><input type="checkbox"/> 4. 拒絶査定に記載について<br><input type="checkbox"/> 5. ばらつきのない判断について<br><input type="checkbox"/> 6. 審査官とのコミュニケーション(面接、電話による連絡等)について |         |            |         |            |         |           |
| 上記のいずれかを選択した場合、理由についてお答え下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |            |         |            |         |           |
| (7. に関する記入欄)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |            |         |            |         |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |            |         |            |         |           |
| 8. 意匠審査の質について、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、記入欄に記入してください。                                                                                                                                                                                                                                                 |         |            |         |            |         |           |
| (8. に関する記入欄)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |            |         |            |         |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |            |         |            |         |           |

9. 意匠審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ(複数可)、優れていると感じた点を記入欄に記入してください。

☐ 米国特許商標庁 (USPTO)

☐ 韓国特許庁 (KIPO)

☐ その他(国名も記入欄に記載してください)

(9. に関する記入欄)

## 【2】その他

①その他、意匠審査の質に関して、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。

(記入欄)

②本調査票の様式等、本調査の手続きに関して、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください。

(記入欄)

ご回答ありがとうございました。引き続き、B票のご記入をお願いいたします。

## 【B票】 特定の出願における意匠審査の質について

ここ1～2年のうちに出願された案件の中で、最終処分が確定したものについて、審査の質に関してお答えいただける場合は、下記の枠内に出願番号または登録番号と、その意匠に係る物品をご記入の上、ご回答ください。

\* 出願番号または登録番号

意匠に係る物品



・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】、【2】についてご回答ください。

【1】本件意匠出願に関する審査の質についてどのように感じていますか。

|    |       |    |       |    |
|----|-------|----|-------|----|
| 満足 | 比較的満足 | 普通 | 比較的不満 | 不満 |
| 5  | 4     | 3  | 2     | 1  |

上記【1】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、

満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください(複数可、任意)。

- ☐ 拒絶理由通知／拒絶査定に記載内容が丁寧で分かりやすい
- ☐ 新規性・創作性に関する判断が適切である
- ☐ サーチ範囲・サーチ結果が適切である
- ☐ 審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)が有用であった(例えば、補正の示唆等)
- ☐ その他(具体的な内容を下記記入欄に記入してください。)

(記入欄)

上記【1】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、

- 1: 具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェックし(複数可)、
- 2: チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のA～Kから選択してⅡ欄にチェックし(複数可)、
- 3: その具体的な理由を下記の記入欄に記入してください。

Ⅰ 欄

Ⅱ 欄

- ☐ 拒絶理由通知
- ☐ 登録査定
- ☐ 拒絶査定

| A                        | B                        | C                        | D                        | E                        | F                        | G                        | H                        | I                        | J                        | K                        |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

- A: 拒絶理由通知に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない
- B: 拒絶査定に記載された内容では審査官の判断または意図がよく理解できない
- C: 工業上の利用可能性、「意匠」に該当するか否か(第3条1項柱書)に関する説明が十分でない
- D: 新規性を欠いている理由についての説明が十分でない
- E: 創作性を欠いている理由についての説明が十分でない
- F: 創作性における引用文献が必要以上に多く提示されている
- G: サーチ範囲・サーチ結果に不満がある
- H: 登録公報に掲載された参考文献が必要以上に多く提示されている
- I: 登録公報に掲載された参考文献数が少なすぎる
- J: 審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)に不満がある
- K: その他

(記入欄)

【2】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックを入れてください。

ご回答、ありがとうございました。

担当審査官へのフィードバック可

